

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案
要綱

第一 道路交通法施行令の一部改正

一 特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する規定の整備

(一) 特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務のうち、都道府県公安委員会が一定の法人に委託することができないものを定める。(第四十条の三関係)

(二) 特定免許情報記録手数料及び免許証等更新手数料等の標準を定める。(第四十三条関係)

(三) 国家公安委員会の権限に属する特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務のうち、警察庁長官に権限が委任されるものを定める。(第四十三条の二関係)

(四) その他所要の規定を整備する。

二 運転免許等に関する手数料の標準(一)(二)に掲げるものを除く。)を改める。(第四十三条関係)

第二 自衛隊法施行令の一部改正

防衛出動命令等を受けた隊員が受けている運転免許に係る免許情報記録の有効期間及び当該免許情報記録の有効期間の更新に関する特例を定める。(第百六十条関係)

第三 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正

特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものを定める。(別表関係)

第四 個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正

個人識別符号に免許情報記録の番号を加える。(第一条関係)

第五 経過措置

道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二号)の施行に関し、必要な経過措置を設ける。

第六 施行期日

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和七年三月二十四日)から施行することとする。